



事業等のリストと評価について(2017年度版)

着手状況		活動または事業名称とその詳細	必要度とその理由	対応方針	
着手	①	モニタリング（上陸産卵回数、ふ化個体数）	A.上陸回数と場所、産卵行動の成否とその理由の記録	◎ ○場所や上陸産卵数といったデータは保全に必要な基礎データである。 ○人による影響が生じているのであれば対策を講じる必要がある。	【環境省】 MW事業「上陸産卵回数調査業務」
着手			B.標識個体の記録	○ ○1個体が1シーズンに複数回上陸し、上陸数=個体数ではないため。 ×1個体あたり1シーズンに2~4回上陸することが明らかになっている。	
着手			C.ふ化個体数の計測、ふ化率と脱出率の把握	◎ ○ふ化率や脱出率の低下は種の存続に関わるため基礎データが必要。 ○人による影響が生じているのであれば対策を講じる必要がある。	
未	②	モニタリング（繁殖環境）	A.砂中温度（植生帯、中間帯、浜帯）の測定	○ ○ウミガメの性比は砂中温度に依存するため測定は重要。 ○ふ化率に影響する。	【屋久島町】 温度計の設置 (植生帯、中間帯、浜帯)
着手			B.浜の定点撮影（1回/月）	◎ ○繁殖環境の状態を把握することは重要。	
未	③	モニタリング（利用状況）	入浜者数の計測（カウンターまたは人による計測）	○ ○保護と利用の両立のために参考となる基礎データが必要。 ○夜間の立ち入り数を計測することができる。	【屋久島町】 カウンターの設置 【連絡協議会】 ウミガメ観察会参加者数 【環境省】 MW事業「利用適正化業務」 【県・町】 ウミガメ保護監視業務
着手	④	繁殖環境保全	A.遮光板、遮光林の管理	◎ ○人の影響（光）による繁殖行動への悪影響は取り除くべき。	【財団】 遮光林管理の業務委託
着手			B.海岸清掃	◎ ○漂着ゴミが繁殖の妨げになるほか、国立公園の風致上の支障となる。	
着手	⑤	ウミガメの保護等	A.踏圧や流出のおそれのある産卵巣の保護や移植	P ○踏圧のある場所では著しくふ化率が低下し、種の存続に影響する可能性がある。 ○産卵環境の悪化が進み、流出巣が増加している可能性がある。	【全体】 保護柵  【連絡協議会・（屋久島町）】 通報先、救出
着手			B.帰海できなくなった個体の救出、通報受け入れ	◎ ○個体の放置は観光客に対し悪印象を与える。 ○通報先を設定しておくことで混乱を防ぐ必要がある。	
着手	⑥	適正利用の推進	A.観察ルールの策定、検討	◎ ○無秩序な利用はウミガメの繁殖行動に悪影響を及ぼすため、共通認識となるルールづくりが必要。	【全体】 保全協議会における検討  ③と合わせて実施（カウンター除く）
着手			B.観察ルールの指導	◎ ○保全協議会の目的に「適正な利用のあり方の検討」が掲げられている。 ○観察ルールを守らない利用者に対する指導や案内等が必要。	
着手	⑦	砂浜の保全に関すること	海岸管理者への呼びかけ、提案	○ ○協議会規約の目的に「繁殖環境の保全」が掲げられている。	【全体】 モニタリング結果による現状把握、管理者への情報提供
着手	⑧	普及啓発	発行物やHP運営などによる活動などのPR	○ ○日本代表（ラムサール条約湿地）として保全の取り組みを広めていく義務がある。 ○活動を広めることで観察ルールへの理解者や協力者を増やすことにつながる。	【全体】 それぞれの媒体を用いた普及啓発
着手	⑨	環境教育	小学校出前授業など	○ ○環境教育は次世代に保全活動を継承する重要な活動。 ×保全協議会としてどこまでカバーするか要検討。	【連絡協議会】 ウミガメ観察会の実施 (【環境省】 出前授業の実施)
未	⑩	他機関とのコミュニケーション	A.専門知識の蓄積	○ ○専門知識は、モニタリング結果の解釈など保全活動を実施するうえで重要。	【鹿児島県】 専門家ヒアリング、会議出席調整等
着手			B.人材確保、資金調達	○ ○各機関において事業に必要な資金（予算）や人材を確保することが必要。	
着手	⑪	人材育成	調査、研究、観察ルールの指導	○ ○保全活動は継続的に行っていくことが重要。そのためには技術や精神を後世に伝えることが必要。 ※研究分野までカバーする必要性は現段階では低いが、永田浜やウミガメに関する知見の収集は将来的に不可欠であり、将来的には研究者の育成も視野に入れたい。	【環境省・屋久島町・連絡協議会】 観察会直前レクチャー